

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第八号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十三の項中「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九條の二第八項」を「通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五十七條」に、「通訳案内士法」を「同法」に改め、同表の百十三の二の項及び百十三の三の項中「構造改革特別区域法第十九條の二第八項」を「通訳案内士法第五十七條」に、「通訳案内士法」を「同法」に改める。

## 附則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。